

平成25年6月20日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部

支部長 川 口 純 一 殿

東京家庭裁判所（後見センター）判事 小 西 洋

司法書士後見人等の選任・監督の一層の適正化の方策について（周知依頼）

家庭裁判所には、後見人等として適任者を選任するとともに、一度選任した後であっても、不適任者と疑われる場合には、辞任を促したり、解任等したりするべき権限と責任があります。

一方、貴支部におかれては、会員のうち後見人等の候補者として適正者を名簿に登載しているものと承知しています。

後見センターとしましては、一層の適正な選任、監督を図るため、平成25年6月1日から、家庭裁判所へ提出されている名簿登載者以外の司法書士を後見人等候補者とした場合、原則として、その者を選任しない扱いとしました。なお補足説明は下記のとおりです。

併せて、司法書士を後見人等（監督人である場合を除く。）として選任した場合の報酬付与の申立てまたは後見事務報告書の提出については、1年毎としておりますが、今後、期限管理を強化していくこととしております。

以上の点について会員の方々への周知をお願いします。

記

1. この扱いは、申立人推薦の候補者の案件に関するものです。したがって、家庭裁判所から就任依頼のある案件については、名簿登載の有無は問いません。
2. この扱いは、6月1日以降に後見人等選任審判がなされる事件に関するものです。したがって、同日より前に後見人等選任審判がなされた事件に関するものではありません。
3. この扱いの趣旨からは、後見人等就任後に名簿登載更新ができず、名簿登載から外れた場合には、必要に応じて、監督人が付されるなどの監督がなされる可能性があります（ただし、再度名簿登載されれば、監督人は外れることになります。）。
4. この扱いは、事案に応じた例外を認めるものです。